

令和2年度 提言活動説明資料

令和2年8月

一般社団法人 日本下水道施設業協会

提言 1 パンデミック下でも安定運転可能な下水道施設実現のための 国費確保

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日改） （別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持
2. 支援が必要な方々の保護の継続
3. 国民の安定的な生活の確保
 - ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

① **インフラ運営関係**（電力、ガス、石油、石油化学、LPガス、**上下水道**、通信、データセンター等）

当協会の会員企業は、
事業の継続が求められる事業者

運転人員への感染対策や、建設工事、
整備・補修等の現場での感染対策を行い、
事業を停止することなく継続中。

老朽化に伴う不具合は決して起きてはいけない事態であり、施設更新は先延ばしできない喫緊の課題
施設（機械・電気設備）更新へ国費の充当を確保・補充すべき

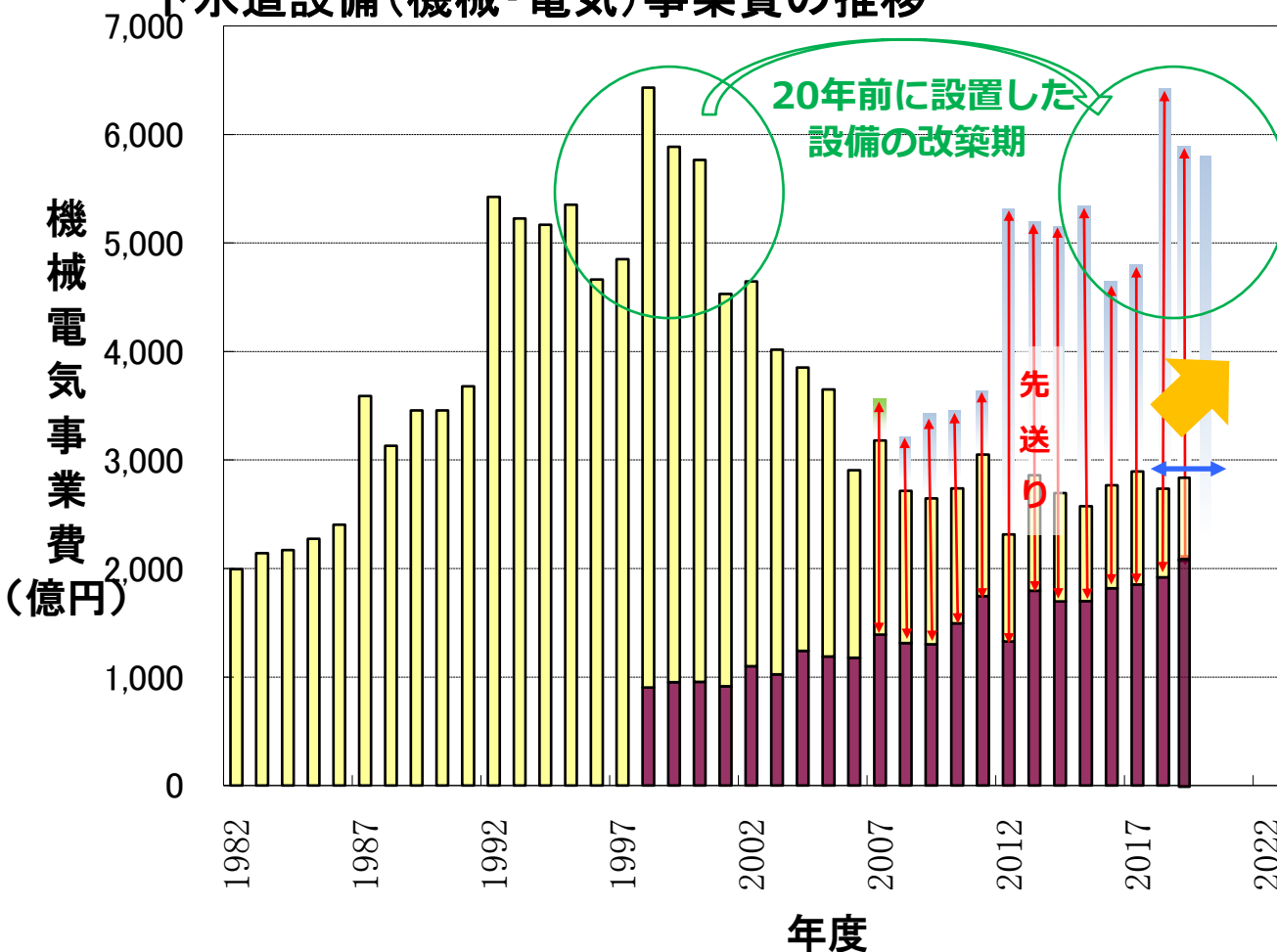
老朽化が深刻な下水道設備

(一社) 日本下水道施設業協会

老朽設備の急増：耐用年数(平均15年)超設備の改築先送り
→ リノベーション(施設再生)に投資拡大が不可欠

□ 新・増設等 ■ 改築・更新

下水道設備(機械・電気)事業費の推移



3か年緊急対策

- × 電気盤の出火 (処理停止)
- × エンジン故障 (ポンプ停止)
- × コンベア故障 (汚泥焼却停止)
- × 非常用蓄電池故障 (災害時運転不能)

提言2 「新しい働き方」実現のためのパラダイムシフト

- ▶ コロナ禍の中、多くの企業が在宅勤務、テレワークを導入実施。
- ▶ 通勤、出勤が必要であるが、従来のやり方を変えることで対応できることは多々ある。

恒常的な働き方改革、生産性向上に繋ぐための施策が必要

入札・契約

- 入札説明書等の紙配布の廃止
(電子データDL方式へ)
- FAX連絡の廃止 (電子メールへ)
- 契約書の捺印、袋とじ、印紙貼付
の見直し
- 正式提出書類への捺印の電子化
- 指名参加願いの廃止

設計・施工

- 下水道事業団、下水道協会発行
書籍の電子化
(標準仕様書、一般仕様書、設計指針、
積算要領など)
- 設計打ち合わせなどへの
web会議導入
- 工場の立会検査・完成検査の書類・
写真による確認やリモートによる
検査実施

第2波の襲来までに出来るところから直ちに変革していくべき

提言3 建設工事における感染症防止対策措置の継続

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月7日）に基づき、遺漏なきよう措置

- ・受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、**工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置**を行う。

（令和2年4月8日）事務連絡

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う**資機材等の調達困難**や感染者の発生等については、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、建設工事標準請負約款における**「不可抗力」に該当**するものと考えられます。受注者は、発注者に工期の延長を請求できるとともに、増加する費用については発注者と受注者が協議をしてきめることとされております。

緊急事態宣言解除後も上記は継続していただいているが、

資機材関係は、今や世界的なサプライチェーンに依存しているので国内の収束ではなく世界的な収束の時まで継続**いただきたい。**